

飯塚市空家等の適切な管理に関する条例第8条第1項による緊急安全措置を実施したことについて、当該空家等の所有者等を確知できないため、同条第2項に基づき告示する。

令和7年12月5日

飯塚市長 武井政一

1 措置の内容

落下の危険性のあるアンテナの切除、当該家屋の敷地より繁茂する草木の伐採を実施

2 空家等の所在地

飯塚市相田 487-1

3 実施日

令和 7 年 11 月 14 日